

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ税理士法人

2026 年 9 月 16 日号



2026(R8)年 9 月 15 日、与党より「[飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱](#)」（以下「大綱」）が公表され、同日閣議決定された。

大綱では、「[中間とりまとめ（社会保障国民会議（令和 8 年 7 月 29 日））](#)」及び「[給付付き税額控除の制度導入の基本方針（令和 8 年 8 月 5 日閣議決定）](#)」に基づき、中低所得の現役勤労者の負担軽減、所得に応じた手取りの増加、いわゆる「年収の壁」などによる「働き控え」の緩和を通じた就労促進を図るため、就業者負担軽減支援金（以下「支援金」）が導入される旨が記載された。2029(R11) 年度の本格導入までの「つなぎ」として、2027(R9)年 4 月から、2 年間に限り飲食料品に係る消費税率の 8% から 1% への臨時的な引下げと飲食料品に係る消費税 1% 相当分の範囲での支援金制度を組み合わせ、その後の支援金制度の本格導入に円滑に接続される。支援金制度は、本格的な「給付付き税額控除」導入の第一歩であり、制度の将来像は、継続検討される。



2027(R9)年 4 月 1 日から 2029(R11)年 3 月 31 日の 2 年間に限り、飲食料品に係る消費税率が 8% から 1% に引き下げられる。2029(R11)年度中に本格導入が検討されている支援金制度は、「給付付き税額控除」の導入の第一歩として位置づけられている。

大綱に掲げられた改正項目のうち、主要な項目は、以下のとおりである。

なお、以下の内容は大綱に基づくものであり、実際の適用に当たっては、2026(R8)年秋の臨時国会で成立が見込まれる関連法令等を確認する必要がある点に、留意されたい。

1. 2027(R9)年 4 月 1 日から 2 年間の飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ（p2～6）

(1) 飲食料品に係る 2 年間の 1% 特例税率の創設

2027(R9)年 4 月 1 日から 2029(R11)年 3 月 31 日までの間に、事業者が国内で行う飲食料品の譲渡及び保税地域から引き取られる飲食料品について、消費税の税率を地方消費税率と合わせて 1% とする特例税率が創設される。税率 1% の対象とされる飲食料品の範囲は、現行の軽減税率 8% 対象の飲食料品の範囲と同様とされ、適格請求書等には特例税率（1%）及び当該税率に基づく消費税額等を記載するものとされる。なお、現行制度で軽減税率 8% の対象となっている新聞の定期購読に係る消費税率の変更はなく、8% が維持される。

また、2027(R9)年 1 月 1 日前に締結した定期供給契約に基づき同年 4 月 1 日前に対価を領収し同日以後に行われる飲食料品の譲渡、及び通信販売の方法により同年 1 月 1 日前に販売条件の提示が行われ同年 4 月 1 日前に申込みを受けた同日以後に行われる飲食料品の譲渡は、特例税率 1%の譲渡から除外される。



飲食料品に係る 2 年間の 1%特例税率の創設（国税 0.78%、地方税 0.22%）の概要は、以下のとおりである

期間：2027(R9)年 4 月 1 日から 2029(R11)年 3 月 31 日までの 2 年間

対象範囲：現行、軽減税率 8%の対象となっている飲食料品の範囲と同じ

※週 2 回以上発行される新聞の定期購読分は、税率引下げの対象外とされる

※契約変更等の困難性を考慮した経過措置として、2027(R9)年 1 月 1 日前に締結した定期供給契約、通信販売契約による飲食料品の譲渡は 1%特例税率の対象外とされる

(2) 飲食料品に係る消費税率の特例に関する所要の措置

1) 消費税の納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例

飲食料品の譲渡を行う免税事業者が、2027(R9)年 4 月 1 日の属する課税期間から課税事業者となることを選択し、その課税期間の末日までに課税事業者選択届出書を提出したときは、当該課税期間の初日の前日に提出したものとみなされる。簡易課税制度の適用をやめる場合も、課税期間の末日までに簡易課税制度選択不適用届出書を提出したときは同様に扱われ、いわゆる 2 年縛りは適用されない。

2) 飲食料品の譲渡に係る簡易課税制度の特例

簡易課税制度の適用を受ける事業者が飲食料品の譲渡を行った場合、当該譲渡に対応する仕入控除税額は、業種区分にかかわらず当該譲渡に係る売上税額と同額とされる。いわゆる 2 割特例・3 割特例の適用を受ける場合も同様とされる。

3) 消費税の中間申告書の記載事項等の特例

2027(R9)年 4 月 1 日以後に開始する中間申告対象期間については、直前の課税期間の飲食料品の譲渡、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる飲食料品に特例税率（1%）が適用されたものとして計算した中間申告税額を記載できる。この場合、簡易課税事業者等は、上記 2) の売上税額と同額の仕入税額を控除する特例が適用されたものとして算出できる。

2029(R11)年 4 月 1 日以後に開始する中間申告対象期間については、特例税率が適用されないものとして計算した中間申告税額を記載できる。この場合、簡易課税事業者等は、上記 2) の売上税額と同額の仕入税額を控除する特例が適用されないものとして算出できる。

なお、上記の措置を適用する場合には、消費税の仮決算による中間申告書に、上記の措置に基づき計算した中間申告税額を記載して提出することとされる。

4) 飲食料品の譲渡に係る消費税の総額表示義務の特例

税込価格を表示しない方法は引き続き認められないが、直ちに対応することが困難な事情があり、特例表示価格が本来表示すべき税込価格であると誤認されない防止措置を講じた場合は、税率変更の前後 2 カ月間は、軽減税率 8%又は特例税率 1%に基づく税込価格を表示できる。



事業者向けには、以下の所要の措置が手当される

- ① 消費税の納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例（本則課税事業者に移行するための特例）：

飲食料品に係る消費税率 1%への引下げを受けて、還付申告可能な本則課税に移行するため、免税事業者が課税事業者を選択するための届出書、及び簡易課税制度の適用をやめる届出書の提出期限が 2027(R9)年 4 月 1 日の属する課税期間の末日までに緩和される（原則は、適用する課税期間の前課税期間末までが提出期限）。なお、当該届出書の提出の可否については、消費税の申告期限を待たずに、届出の提出期限である当該課税期間末までにシミュレーションなどを行い検討する必要がある。

- ② 飲食料品の譲渡に係る簡易課税制度の特例（簡易課税、2 割特例・3 割特例の適用を受ける場合に納付税額の発生を抑える特例）：

簡易課税事業者が飲食料品を譲渡した場合、現行制度では一定の納付税額が発生することから、業種区分にかかわらず、売上税額と同額の仕入税額控除を認めることで納付税額の発生を抑える特例が設けられる。この取扱いは、インボイス制度のいわゆる 2 割特例・3 割特例の適用を受ける場合も同様とされる。

③ 消費税の中間申告書の記載事項等の特例：

消費税率引下げの影響により、納付税額が減少する事業者においては、前年税額に基づき計算する中間申告税額が過大となることが見込まれる。そこで、2027(R9)年 4 月 1 日以後の中間申告について、新税率（1%）で再計算した前年税額に基づく中間申告を可能とし、納付税額が過大になることを防ぐ措置が取られる。

④ 飲食料品の譲渡に係る消費税の総額表示義務の特例：

総額表示義務は維持されるが、税率変更時に適切な税率での総額表示が間に合わない状況が発生する可能性があることを踏まえ、直ちに対応することが困難な事業者は、誤認防止措置を講ずることで、税率変更の前後 2 カ月間は、飲食料品について税率変更前又は変更後の税込価格の表示（8%又は 1%）が認められる。

(3) 飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げに係る農林漁業者等への対応

農林漁業者については、売上税額の減少等に対応して資金繰りへの支援を行い、特に本則課税に移行することが困難な簡易課税事業者・免税事業者には、個別の売上高を踏まえた金額を給付する仕組みが導入される。食品事業者、外食事業者には、資金繰り支援、生産性向上に向けた省力化、テイクアウト等の多角化の支援等が行われる。本則課税事業者へ移行する際の相談対応や税理士費用等の経費への支援も行われ、関係府省庁が連携して予算編成過程で具体化される。

2. 就業者負担軽減支援金の支給等（p6～p12）

2029(R11)年度の支援金制度の本格導入までの「つなぎ」として、2027(R9)年度及び 2028(R10)年度は、2 年間に限った飲食料品に係る 1%特例税率に合わせ、消費税 1%相当分の財源の範囲内で支援金の支給が先行して開始される。

支援金は、所得税非課税で個人単位に支給され、支払等の事務は市町村の法定受託事務とされる。

支援金制度の支給要件、支援金の額などについて、大綱の中で一定の考え方が示されているが、具体的な所得水準、給付額等については、今後の制度設計・予算編成過程で決定される予定である。

3. 実務上の留意点

飲食料品の消費税率 1%への改正が、企業の実務家に与える具体的な影響としては、例えば以下が考えられる。

- 税率区分増加に伴うシステム改修対応、インボイス改修対応（1%の税率区分の追加が必要）
- 飲食料品の譲渡を行う事業者（免税事業者、簡易課税事業者）について、還付申告可能な本則課税事業者への移行の判断（例：免税事業者から課税事業者への移行、簡易課税事業者から本則課税事業者への移行）は、消費税の申告期限を待たずに、2027(R9)年 4 月 1 日の属する課税期間末（届出の提出期限）までに検討することが必要
- 飲食料品の譲渡に係る簡易課税制度、2 割特例・3 割特例適用事業者の申告納付税額計算時の特例適用（売上税額と同額の仕入税額控除を適用）
- 中間申告書の記載事項の特例適用（新税率（1%）で再計算した前年税額に基づく中間申告計算）
- 飲食料品の譲渡を行う事業者が 1%税率引き下げ後も「総額表示義務」を維持するための各種対応（システム改修など）及び誤認防止措置

飲食料品の 1%特例税率は 2027(R9)年 4 月 1 日以降の飲食料品譲渡から導入開始とされ、概ね半年後に迫っている。今後、秋の臨時国会で成立が見込まれる法令等の内容を踏まえ、早期に対応を検討・準備する必要がある。

（参考）原文（自由民主党・日本維新の会）

「[飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱](#)」（自民党ウェブサイト、PDF）



令和8年度税制改正トピックス

令和8年度税制改正について、最新の情報を集めて掲載しています。

www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

お問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人およびDT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行います。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMS それぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>